

山岡会長 時間になりましたので、令和5年度第1回高知県公文書管理委員会を始めたいと思います。

それでは会議の次第にしたがって進めさせていただきます。

その前に今年度からの県の体制について説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 県の法務文書課の課長補佐をしております小谷と申します。本部所管と公文書館の組織は変わっておりませんが、新任の職員もいますので順番に自己紹介させていただきます。

<新任の職員がそれぞれ自己紹介>

そして、事前に各委員の皆さんに議事概要及び議事録を送付し、趣旨や変換の誤りがないかチェックしていただいたものを資料2としています。

山岡会長 先ほどの事務局の説明に何かご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

各委員 (了承)

山岡会長 それでは議事録及び議事概要について、この内容で確定することとします。よろしいですね。

各委員 (了承)

山岡会長 次、議事の「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄の諮問について」、議事に入ります。

資料3にありますとおり、公文書館長から6月28日付けで、当委員会に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問がありました。

事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） はい。今回審議いただくのは、前回と同様に、保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館へ移管及び廃棄することについて、妥当であるかご確認いただきたいと思います。

答申案につきましては、資料5として、前回の答申をベースに委員会として移管が適当、廃棄が適当とするものがあつた場合の案を付けています。

なお、本日の審議により、別紙1及び別紙2が決まって、前回と同様に各委員に答申案を示して、了承いただいた上で答申が決定されることとなります。

事前に送付させていただきました保管公文書ファイル名目録にありますとおり、7つの実施機関があり、お手元の保管公文書ファイル名目録の冊子の見出しの順番のとおり、知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書、知事部局の出先保管の施行日前公文書、公営企業局の施行日前公文書、教育委員会の施行日前公文書、行政委員会（人事委員会、労働委員会、収用委員会）の施行日前公文書、公立大学法人の施行日前公文書、知事部局の本庁所属保管の施行日後公文書、知事部局の出先保管の施行日後公文書、公営企業局の施行日後公文書、教育委員会の施行日後公文書、行政委員会（人事委員会、労働委員会、収用委員会）の施行日後公文書、公立大学法人の施行日後公文書の順となります。

後ほど、公文書館から各実施機関の保管公文書ファイル名目録について説明をさせていただきます。

今回は対象となっている実施機関の各所属の職員に同席を求めています。公文書ファイルの内容について質問があった場合は、実施機関に問い合わせる回答させていただきます。

山岡会長 それでは、議事の審議に戻ります。

なお、移管・廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき、渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が妥当であるか、前日の午後及び本日の午前中に事前に歴史公文書該当性の確認をしていただいております。

これから公文書ファイル名目録の上からの見出しの順で公文書館から説明をさせていただきますが、各実施機関の保管公文書ファイル名目録の説明ごとにお二人から報告をお願いします。

それでは、選別結果の説明をお願いします。

公文書館 そうしましたら、説明に先立ちまして皆様のお手元に削除ファイル一覧というのと、ファイル冊数修正一覧という用紙を置いています。

これは現物確認等をする中で、ファイルが重複していたり、保存期間が未満了であったことなど、ファイルの内容を調査するのにもう少し時間をかけた方がいいということで、次回の公文書管理委員会で諮問をした方がいいと判断されたもの等を、今回の諮問の対象から外しています。

その関係で、皆様のお手元にあるそれぞれ知事部局の所属保管ですとか、公営企業局ですとかのファイルの一覧数について、「修正」と上に入ったものと差し替えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

資料4には一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧があり、同じ所属からたくさんありますが、またそれは説明の中で、どういった考えから意見が相違してしまったのかなどを詳しくお話しさせていただきたいと思います。

本日の委員会で審議いただくファイルは合計33,555冊で、うち当館で移管と判断した公文書ファイルは、1,279冊となっております。

先ほど申しましたように、資料4が各実施機関と公文書館で一次と二次の選別結果が違う公文書ファイルの一覧です。この削除ファイルとファイル名の修正一覧というところを追加しておりますが、これらを含めて、当初原課から報告されたファイル名の内容の修正等を反映させて答申結果を出したいと思っております。

それでは、所属ごとの二次選別の結果についてご説明させていただきます。

まず、施行日前の知事部局本庁の選別結果です。

3ページをお願いします。秘書課です。28番と29番の知事定例記者会見は知事の記者会見に関する文書ですが、これらを移管とした理由は、これまで記者会見に関する文書はその業務を担当している広報広聴課から移管としていましたが、それは手直し等を経て最終的に読み上げられる原稿やそれに関する電子データ等でした。秘書課に保管されていたのは、想定問答や知事とのやりとりによる内容の修正等も含めた経過が分かる文書であったため、新たに移管と判断したものです。

52ページをお願いします。財政課です。20番から次のページの30番にかけて普通交付税の基礎数値、53ページの37番から次のページの41番にかけて特別交付税に関する文書があります。交付税は、前年度算定額を基礎として推計参考伸率等を勘案するため、これに関連して国から財政課に依頼があり、全庁に向けて照会し、その回答を国に報告する。それが次年度に反映されるというふうな流れになっておりますが、その

全庁に向けた照会と回答、それらを取りまとめた国への報告に関する文書を移管とし、このファイルの中で、内容が完全に重なっているものがあることを確認したものは廃棄というふうに判断をしました。

続いて81ページをお願いします。市町村振興課です。42番の「市町村合併支援道路計画書」、このファイル以降、最後の87ページに至るまで、平成16年から平成20年にかけて10地域29市町村で行われた「平成の大合併」とされる市町村合併に関する文書が多数掲載されています。当時、県には市町村合併支援室が設置され、合併に関する協議や合併後のフォローアップ等が実施されました。こうした経緯が分かる文書を移管と判断しました。ただ、この市町村合併に関する文書につきましては、渡部委員、依田委員ともに現物確認をこれ以外にもしていただいたファイルが複数あり、判断等の結果については後ほどご報告をお願いしたいと思います。

続いて98ページをお願いします。デジタル政策課です。129番から133番までの「移動通信用施設整備事業費補助金」は携帯電話のサービスエリアにおける過疎地、へき地、離島等をはじめとする条件不利地域の解消に向けて国が電話基地局を整備する市町村へ補助を実施した事業です。全額国費で実施された事業ですが、補助金の支払に関する文書はこれまで廃棄としていたのですけれども、133番の補助金交付要綱の制定に関する文書は移管としました。また、この補助金の要望の参考とするために行われた調査が、134番「平成25年度 携帯電話不感地域調査」、135番「平成26年度 携帯電話サービスエリア外地域の現状調査」です。これらの文書を残していくことで県内における条件不利地域が解消されていく過程が読み取れると考え、この調査に関する文書も移管と判断しました。

続いて114ページをお願いします。危機管理・防災課です。18番と19番は市町村等の要望に関する文書です。これらは各団体からの南海トラフ地震対策に関する要望について、危機管理部の3課の回答等を主管課である危機管理・防災課が取りまとめた内容であったため移管としました。なお、こうした要望関係は、総務部の政策企画課が団体から受理し、全庁の各部局へ照会し、取りまとめて回答するものと、直接、各部局で受ける場合があります。いずれの場合もファイル内容をその都度確認し、取り上げられた問題の重要性等を考慮して移管、廃棄の判断をするようにしています。取りまとめた課の文書のみを移管とするか、これに加えて直接業務を担当する部局の主管課が保存しているものがより詳細な内容が分かる文書として移管とするのかを、その都度現物を見ながら確認しています。

124ページをお願いします。153番から126ページの181番にかけて「自治体防災カルテ」という目録があります。各市町村の防災情報等を記載したもので、高知県防災マップにも反映される重要な情報であることから全て移管と判断しました。

続いて137ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。5番の「避難者支援・避難者受入人数状況」は、東日本大震災の避難者について県内市町村の受入状況や避難者支援に関する情報提供を国の調査依頼により回答した文書です。国が実施した調査ですが、震災後の県内の状況が分かる文書であるため移管としました。

次に138ページをお願いします。このページから先ほど資料4で言いました、一次と二次で意見が相違している文書がありますが、20番、それから139ページの28番、30番、140ページの36番に四国知事会議や全国知事会議等の文書があります。これらは一次選別と二次選別で意見が相違しており、南海トラフ地震対策課はこの業務を担当する政策企画課の分を移管とすれば、当該ファイルは廃棄が適当ではないかという意見でし

た。当初、当館としましては、知事会議等における南海トラフ地震対策の重要性を考慮して、よりこちらのファイルの方が詳細が分かるのではないかとということで、移管と判断しておりましたが、現物確認をした結果、少し結果が異なるということになりましたので、この点につきましては、また後ほど、依田委員からご報告をお願いしたいと思います。

続いて143ページをお願いします。73番「事前点検図面」以降、資料番号の右隣に記載されている保管場所の項目欄が「中央西本棚」「須崎本棚」「中央東棚」とか、これまでの課の置き場と異なるところに記載されています。これらは、県内の5つの地域、安芸、中央東、中央西、須崎、幡多に地域の実情に応じた地震や津波などの防災対策を推進するために設置された「南海トラフ地震対策推進地域本部」で保管されている文書であることを示しています。

今回、目録に掲載されている143ページの75番「高知県物資配送計画」、144ページの78番から82番にかけて「物資配送マニュアル作成」というタイトルの目録がありますが、これらは南海トラフ地震発生時の県内総合拠点から各市町村への物資配送に関するマニュアルに関する文書ですが、それらがそれぞれの地域本部に保管されているということで、あくまでその原課としてはこれらは地域本部で保管されている文書であるため、南海トラフ地震対策課に原本があるので、廃棄が適当という回答でした。

しかし内容を確認してみると、その地域本部で検討された協議の過程とか、どういうふうに、実際に拠点から各市町村に物資が配送されていくかというのを考えた過程だとか詳しい内容が掲載されておりますので、当館としてはこうした重要施策に関する文書は、確実に移管しておくことが適当ではないかと考え、移管としました。その点で原課と意見が相違しております。

続いて148ページをお願いします。120番から150ページの124番までの「地域津波避難計画現地点検」は各市町村の避難ルートの危険箇所の現地点検に関する文書です。こちらは県ではなく市町村と地域住民の計画であること、点検結果の内容が別ファイルで保存している委託業務の成果品に反映されていることから、原課は廃棄としています。

しかし、東日本大震災後、津波からの避難に関する調査や検討が実施され、大きな被害想定とともに、避難意識が高まる中、津波避難場所や避難経路の整備、住宅の耐震化等が進められた中での地域住民と行政が協働して津波避難計画が策定され、かつその点検結果の記録が残されていることは重要と考え、当館としては移管と判断しました。またこちらの点についても、現物確認をしました渡部委員、依田委員からもご説明をよろしくをお願いします。

続いて167ページをお願いします。在宅療養推進課です。こちらは健康政策部の中の課で、もともと在宅療養に関する分野は高齢者福祉の中でやっていたのですが、在宅療養というところの重要性を考えて新しくできた課ですが、34番と37番の「在宅医療体制検討会議」は在宅医療提供モデルケースの検討や多職種間の連携の促進、医療計画に基づく取組に関する検討や評価などを行っていく審議会であるため移管と判断しました。

続いて同じく健康政策部の179ページをお願いします。国民健康保険課です。128番、129番、134番、135番の4つに渡り、国民健康保険の広域化、都道府県化に関する文書があります。これは恒常的な赤字財政に苦む国民健康保険の財政安定化に加えて、医療費の適正化をするという目的で、都道府県の役割を強化する目的で平成30年4月

から国保が都道府県単位で運営する仕組みに大きく変更されました。この大きな制度改革に至るまでの県や県内市町村の動きが分かる文書として、30年より以前に、県が市町村に対してどのような対策や会議等をしてきたかということが分かる文書であったため、移管としました。

183ページをお願いします。健康対策課です。5番、8番、9番が県の難病相談センター設立までの過程、設立前年までの動きが分かる文書や、設立時の状況、開所式とか、その後のセンターの利用に関する文書であり移管としました。また、10番の「高知県難病セミナー」というファイルは、県が難病セミナーで取り上げてきたテーマやそのときどきの課題等が分かる報告書がまとまった形で残っていたため移管としました。

次に191ページをお願いします。子ども・福祉政策部、地域福祉政策課です。16番から193ページ29番まで、あったかふれあいセンターに関する文書があります。あったかふれあいセンターとは、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスが提供でき、ふれ合うことのできる地域福祉の拠点です。高知県の場合、全国に先行して人口減少や高齢化が深刻化した背景から、平成21年から「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県」を目指した「高知型福祉」というものが始まり、その後「高知型地域共生社会」という名称で、あったかふれあいセンターの整備と活用にかなり力を入れてきました。

この文書が出てきたとき、これまでにそれらの経緯の分かる文書というのは補助金の支払い等のものはありましたが、なかなか無かったということと、ホームページ上では県内市町村の実施一覧が閲覧できますが、当該事業の重要性を考慮して、補助金に関する文書ではありますが、この市町村の中で、このふれあいセンターがどうやって増えてきたのか、どんなことやっているのかという一連の文書を全て移管すると判断しました。

続いて245ページをお願いします。文化生活スポーツ部の文化国際課です。38番から42番にかけて、「コンテンツ創造教育」という文書があります。こちらは高知県の文化であるまんがを活かした小中学生向けの教材を作成し、各学校で実践することにより児童生徒の「学習意欲」を喚起し、発想力等を更に伸ばすことを目的として平成28年から教材試行版の制作に取り組みはじめました。平成30年に完成し、現在ホームページでも公開されていますが、この完成するまでの制作過程が分かる文書は移管とし、校正や著作権に係る事務手続に関する文書等は廃棄と判断しました。

続いて268ページをお願いします。計画推進課です。今回、計画推進課も非常にファイル数がたくさんありますが、それらのほとんどが、タイトルを見ると分かるように産業振興計画に関するもの、それから産業振興計画のフォローアップ委員会に関するものとなっています。産業振興計画は、それぞれいくつかの分野で計画推進課が取りまとめてやっていますが、ここの取りまとめとしての重要なファイルは全て移管すると判断したところです。

続いて297ページをお願いします。統計分析課です。89番「学校基本調査」から298ページの92番「学校保健統計調査」、99番「就業構造基本調査」等、国が実施する調査に関するファイルがたくさんあります。

今回この目録が提出された際、実際にどの省庁が主体で実施している調査なのか、調査の周期だとか、それらがどのようにファイルの中で保存されているのかを聞いた

ところ、公表用に取りまとめた本県の調査結果は30年保存で別ファイルにて保管されているということで保存期間満了後に移管することとして、当該ファイルは国の通知文書や報告関連のものであることから、廃棄としました。

317ページをお願いします。交通運輸政策課です。11番以降、保管ファイル名に市町村名が掲載されていますが、これらは市町村が主催する地域の交通対策に関する会議の資料です。例えば11番の香美市では「香美市地域公共交通活性化協議会」という名称で地域の公共交通に関すること等を協議しており、県は委員として参加しています。各市町村でその会議の名称は異なりますが、バス等の既存路線の見直し等が協議され、地域の公共交通の変遷が分かる文書として全て移管と判断しました。

続いて375ページをお願いします。農業担い手支援課です。7番以降に平成29年10月に開催された「全国農業担い手サミットinこうち」に関する文書が掲載されています。こちらは皇太子妃殿下もご臨席された全国規模の行事であり、一次選別で原課も移管としており、関連文書は全て移管としていますが、337ページの45番の助成金の事務手続に関する文書のみ廃棄としました。

次に378ページをお願いします。48番、これは一次と二次で意見が相違している「担い手実態調査」という調査に関する文書です。原課は国からの毎年定例的な調査のため廃棄としていますが、この他に農業の担い手に関する県独自の調査等は実施されておらず、国への報告に至るまでに県内の市町村や地区ごとの単位の調査データが含まれており、こうした基礎資料として重要なものは、移管するべきではないかと考え、移管としました。

同じく農業担い手支援課で、401ページの441番から448番に「農大見直し」、「実践農業大学」という名称が入っている文書がいくつかあります。現在、いの町に高知県立農業大学校がありますが、平成13年までは高知県立実践農業大学校として農業の担い手及び指導者の育成を実施してきました。今回この目録に掲載されているファイルは、ちょうどその見直しが行われた時期に、カリキュラムや教員とその新体制の運営や、農場や各公社等の整備の協議等が含まれた非常に貴重な資料であるため、これらに関連する文書は移管と判断しました。

次に489ページをお願いします。森づくり推進課です。7番の「地域森林計画作成資料 林道計画等」は、地域森林計画書の作成に向けて変更事項の有無を市町村に照会したのみの文書であったため廃棄としました。

この同じ計画関連の内容で、500ページをお願いします。153番から502ページの182番まで10年計画で策定された地域森林計画がありますが、本県の森林関連の施策の方向性というのが分かる冊子等であるため、これらを全て移管と判断し、その内容に関して市町村に照会する文書は廃棄としました。

次に545ページをお願いします。漁港漁場課です。5番以降、547ページの31番まで県内の漁港の過去の写真集や航空写真という名称がありますが、かなり多くの写真の資料が移管とされています。中にはこの11番のように、大正の頃も含むと記載された古い年代のものもあり、また保存媒体がポジフィルムと書かれた保管ファイル名称のものがありますので、移管というのも当然ですが、保存方法等に十分注意を払って、当館で保管をしていきたいと考えています。

続いて636ページをお願いします。港湾振興課です。38番「高知県高知港外国客船受入協議会」は県内の外国客船受入れに関する官民協議会の新設に関わる文書であるため、移管としました。

また、39番、40番、54番の「H28年度客船寄港概要」については平成28年度に寄港回数を前年度の実績3回から24回へと大幅に増加して大きな経済効果を生んだこと、3月にクイーン・エリザベス号の寄港があり話題性にも富んでいたことから、この平成28年度に限り、客船寄港概要を移管することとしました。

続いて641ページをお願いします。25番、28番、29番、こちらは一次と二次の意見が相違しているのですが、野見漁港海岸高潮対策工事、春野漁港海岸高潮工事に関する文書があります。これら3冊について、原課は須崎市などが施行した工事に県が補助したものであり、県が実施施工したものではないため廃棄が適当としておりますが、当館としては、工事の施工主体に関わらず沿岸部の人口密集地域の南海トラフ地震対策に関する工事は全て移管という判断をしています。

以上12,456冊、うち移管と判断したファイルは950冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは、知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書について、渡部委員と依田委員からご報告をお願いします

渡部委員 それではご報告いたします。まず資料4、一次選別と二次選別の結果が相違している一覧表をご覧くださいませでしょうか。私は二次選別で移管になったものは、基本支持するという事で来ていますが、今回は割と大量に出ていて、それぞれ概要を確認したり、現物を見たりしました。

結果の文書が残ればよいということではなく、政策が展開をする、あるいは立案されるときの経緯を示すものというのがきちんと残らないと歴史資料としての意味は半減をします。あるいは、今回の廃棄のところにも「反映されている」という言葉がありますが、反映ということで、重要なものが捨象される場合もあるわけで、やはり一番最初の文書というものを残す方向で物事を考えた方がいいと思います。

そういう点でいくと、この南海トラフ地震対策課の関係のものは二次選別のとおり移管ということが妥当だと思います。

ただ、この1番から4番までについては先ほど説明がありましたが、政策企画課にある文書とほぼ一致するという事で、1から4までは廃棄でも構わない。それに対して5番以下の南海トラフ地震対策関係のものは、やはり残すべきだろうと思いました。

また、資料4の3ページのところに農業担い手支援関係の文書がありますが、これは基礎資料としてやはり残す。国の調査といっても、国の調査までいくとおそらく大雑把な数字になってしまうだろうし、農業問題というのは高知県にとって重要なことだから詳細な資料というのは残すべきであろうと思います。

最後の港湾の問題についても、これは市町村がやったとはいえ、やはり公文書館が言うように県にとっても重要な位置と重要な意味合いを持つため、移管でよいと思います。

以上、原課と二次選別の意見が相違しているものについては、以上のように思いました。

以下、ファイルの順番にいくつか気になる点を申し上げます。

現在、高知県史の編さんが始まっていて、色々な時代の部会が立ち上がり始め、現代部会というのが立ち上がりました。この現代部会というのは戦後史を扱うところで、今までの高知県史にはなかった時代が検討されているということで注目されています。

この現代部会が随分前にこの公文書館の見学に来たようですが、その時、正直な感

想としては、やや文書数が少なく、果たして現代部会として公文書館が頼りになるだろうかという意見もあったらしいのですが、その後、もう一度調査という形で入ってきたところ、その間に昭和20年以降の文書がかなり移管されていたようで、それを見た部会からは、やはり戦後史というのはこの県立公文書館の文書が中心になるだろうと思っただけです。

そういうことを考えた場合、この公文書館の文書というのは歴史資料として、高知県の戦後史を紡ぐ資料としていかに残すべきなのかという基準を据えて慎重に検討していくというふうに思っています。そういう視点から、以下申し上げます。

まず82ページをご覧ください。合併問題の資料があります。先ほど公文書館から説明がありましたが、この合併問題は重要なものであり多くの資料が移管となっておりますが、その中で廃棄とされた中でぜひ残してもらいたいものを今から申し上げます。

まず82ページの57番。これが高知市合併までの工程でありまして、この過程で確認すべき事項だとかそういうものをまとめたものです。

それと84ページの81番。「合併市町村（予定）フォローアップ関係」ですけれども、これは多くの市町村合併の動きに関する新聞の切り抜き、あるいは指針のまとめ、あるいは議会や協議会の議事録などが一括して納められており、平成16年から20年にかけての資料ですのでこれはぜひ残してもらいたい。

それと85ページの90番。これは香美市の事例としたフォローアップ、合併後の様々な支援問題で、これも合併資料として重要だと思いました。

それと85ページの93番。これも同じくフォローアップ資料ですが、住民のインタビューなどのデータがかなり詳細に残っているのでこれを残しておく。

それと同じく85ページの95番。これは香南市のフォローアップの問題で、先ほどのは香美市でしたが、香南市についても残してもらいたいと思います。

ここまでが合併問題について移管をお願いしたいものです。

その次に94ページの78番。「へんろWi-Fi整備推進協議会（2冊）」とあります。遍路道あるいは札所の問題は、四国を挙げて世界遺産へ向けてという運動が行われ、そのために色々な整備が行われています。その一つとしてこのWi-Fi環境の整備、特に外国人の注目を意識したものであり、世界遺産になるかどうかわかりませんが、後々こういう工夫をしていた、整備をしていたということ振り返るためには残しておいてもいいと思いました。

それから243ページの17番と18番、これは高知県文化賞選定委員会の決定伺です。これは前回もありましたが、県が高知県文化賞を定めるときの推薦書、履歴書、業績書等などが綴じられ、それを決定をするという伺いの回議書です。この年、県展の委員長を務められていた竹村文男さんや写真家の石元泰博さん、津野山神楽団体だとかこういうものが取り上げられて、この人たちの活動が詳細に取り上げられた一つの資料ですので残していただきたいと思えます。

それと304ページの33番。中山間地域対策課の離島航路協議会の資料です。これは須崎の横浪の浦々をめぐる船、それと沖ノ島、鵜来島航路など、へき地でも特に交通が不便なところの協議会で、これに関するデータや地域の概要、あるいは人の動きの変化が読みとれます。中身を見ますと、へんろが増えているからこの船を使うことによって赤字解消が求められるとか、反対に学校の統合が行われることによって学生が使う機会が増えるのではないとか、いろいろな地域の動きと連動したことがあるので、ぜひこれは取っておいてもらいたいと思いました。

それと、381ページの106番です。農業担い手支援課のもので、農業問題、特に農地の荒廃問題というのは高知県では深刻な問題であり、この点については毎年調査が行われるといえども、おそらく大きな変化もあるでしょうから、このデータは詳細にとっておいてもらいたい。

先ほど申し上げたように、国まで上がっていくと数字が大雑把になっていくので、県レベルでの数値を蓄積してもらいたいと思います。

それと、382ページの130番は大川村の農業委員会の廃止です。全国で農業委員会を持っていない自治体というのは数十ぐらいはあるんですが、大川村の人口減、あるいは農業問題の変化によって、農業委員会そのものがいらなくなるという判断が行われた制度の大きな変化ですから、これは残してもらいたい。

それと383ページの147番。これは先ほど出た荒廃農地の調査の年度替わりの分です。390ページの268番。これも農業担い手支援課ですけども、「高知県農業公社の見直し」というファイルがあります。これは平成3年に農業公社の長期ビジョンというのが立てられ、その後色々と検討が重ねられたものですけども、平成7年ぐらいから農業会議と農業公社の合併や統合問題が協議され、その結論がこの辺りに出たということで、これも大きな農業関係の組織変容、変革問題です。

それと399ページ、401番、402番です。これは中山間地域の集落営農の支援事業の関係です。これは補助金問題で、他にも補助金をまとめたような冊子もあるんですが、この2冊については「予算組立」という言葉があるように、この補助金を、この内容を作り上げる過程が分かるということで重要だと思うので、これは移管ということでお願いしたいです。

それと402ページの460番。これも農業担い手支援課ですが、平成24年度の耕作放棄地全体調査です。これは先ほどの荒廃地の問題も含めてですが、特に中山間での耕作放棄の問題は深刻ですので、こういう調査の結果は丹念にとっておいてもらいたいと思います。

それと463ページの214番。蜜蜂関係の問題ですが、これは蜜蜂を育てる場合の手続が平成25年に法改正が行われ、今までは一部の人が届けを出せばよかったのが、蜜蜂に関係する人は全員が届けを出すという法改正が行われています。蜜蜂関係の手続きが色々変わっていますが、今まで県の関係ではあまりこういう帳簿は見たことがないので、ぜひ取っておいてもらいたいと。

これは届けの問題とか、蜂の種類や花の種類をまとめたものでありますが、蜂ですから、高知県内だけを飛ぶわけじゃなくて愛媛で飛んだり、愛媛の蜂がこちらに入ってきたりして、四国全体の養蜂の関係も把握できるということでこれは重要だと思います。江戸時代から土佐は蜂蜜で有名なところですので、ぜひ注目しておきたいと思います。

それと531ページ、自然共生課です。11番、12番、13番、ともに物部川の清流保全推進協議会の関係です。物部川の濁りの問題はかなり深刻で、地元の自治体及び県も絡んで、この清流の復興問題というものに取り組まれています。これらのものに、濁水の原因、あるいは生物、濁水問題だとか様々な問題がまとめられており、物部川関係というのは集中して保存していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 それでは27ページ、法務文書課の119番。高知県の情報公開・個人情報保護

の運用状況報告書。これは制度の運用状況が分かるものとして取りまとめられた最終的なものということで、これは移管になると思います。

次が85ページの93番と95番、フォローアップ関係ですが、そのページで結構移管になっていますが、その二つは廃棄のままですので一連の資料としてこの二つも合わせて移管される方がいいと思います。

同じページの90番もフォローアップ関係、香美市。これらも合わせてこの三件は移管が適当だと思います。

次が87ページの115番。「合併に関する議会答弁綴り」、その一つ下にも合併の議会関係で移管のものがありますが、下のものには平成22年までのものが含まれていて、これについては平成23年のものまで、かつ、答弁の文書がありましたので、移管が適当だと考えています。

次が138ページ、南海トラフ地震対策課の20番、28番、30番、36番です。これは意見が相違しているものですが、これについては原課の意見だと主管課の政策企画課が保管しているためとのことでその政策企画課の文書を確認したところ、ここにある四点の資料の情報は、それに入っているということで、これは原課の言うとおり廃棄で問題はないと考えております。

次が183ページの13番。健康対策課の補助金の交付要綱です。これは平成24年度作成とありますが、中身を見たところ、この補助金の制定時の平成19年のものも含まれていて、一連の交付要綱が全て入っているので、基準からすると移管になると思います。

次が270ページの155番と156番ですが、計画推進課の県の産業振興計画、中間取りまとめと成長戦略の最終的なものですが、この前後を見ると結構同じようなもので移管になっているものも多いのですが、この最終取りまとめとか、中間取りまとめは他にはないということで、これについては移管が適当だと考えています。

次が277ページの246番と248番、産業振興計画関係ですが、このページを見ると他のものは結構移管になっていて、その2件だけが廃棄になっています。色々と見てみますと、ここが最初の年度のものということもあり、まとめて移管する方が適当だと考えております。

次に363ページの9番、産振本部会議ということですが、下のものとも関係があるんですが、中の資料を見ますと坂本龍馬の「新国家」の関係の文書がこの中に含まれており、他にはこういう文書が見当たらなかったため、移管が適当だと考えたところです。

641ページの26番、工事関係のものですが、25番は移管になっていますが、この26番だけ廃棄になっていて、25番がその2で26番がその3ということで、中身もそんなに変わっていないことから、同じその2とその3を合わせて移管した方が良いと考えたところです。

以上です。

山岡会長 それでは順次やっていきます。

まず27ページの119番。これ、私も持っていますが残した方がいいんでしょうね。これは残しましょう。

次が85ページの93番、95番。これについては、渡部委員も依田委員も残した方がいいというご意見ですから残した方がいいんでしょうね。これは残しましょう。

その前がある。82ページ、57番。これも合併のプロセスということで残した方がいいんでしょう。

それから84ページ、81番。これも先ほどと同じ理屈ですね。プロセスをとということで残しましょう。

87ページ、115番。116番は残すけど、別のものが入ってるからどちらも一緒にということで残すということにしたいと思います。

94ページ、78番。遍路道にW i - F i をということで、世界遺産にするのにこういうことが何か世界遺産に資するかどうかわかりませんが、遍路道を我々で整備するということで、世界遺産になったことのプロセスとして見た時に残した方がいいだろうということで残すということでよろしいですかね。

次が138ページから140ページで、選別が違うものの1から4です。これはそれぞれの委員もおっしゃったけれども、原課で別途保管してあるのと同じものだからということでこれはいらないだろうと先ほどご意見ありました。これはそれでよろしいですかね。理屈の方は。

依田委員 はい。

山岡会長 これは廃棄ということにしたいと思います。

次が、これも違うもので143ページ75番、それから同じもので、ずっと判断が違うということで、5番から12番まで。南海トラフ地震の関係で、これは先ほど渡部委員が申し上げたんですが、歴史家としては結果だけでなくプロセスも残すべきだというのは、これは歴史家としては当然のお考えで、これは残すべきということでよろしいですか。148ページの相違するものの13番から17番。これも先ほどの理屈は同じで全部残しましょうということで。150ページの124番まで。

次が183ページの13番。これは先ほどの制定の時から要綱の変遷が全部載っているということですから、これは従前どおり残すということで扱われてきたものですのでこれを残すということでよろしいでしょうか。

次が243ページの17番と18番。これも候補になった方の履歴書とかそういう資料が残っているということで、前回やったことで、次の高知県人名辞典の時に使えそうです。これも残しましょう。

次が270ページ、155番、156番。県の産業振興計画の部分を大体残すということですが、廃棄の中にもそれ以外の残すべきものが入っているという依田委員の先ほどの考えで残すということで。

同じことが277ページ、246番と248番。これも産業振興計画の同じようなことで残しましょう。よろしいですかね。

次が304ページ、33番。離島の航路の協議会ということで、貴重な資料として残すべきだろうと。貴重なデータが残っているということですから、これも残しましょう。

363ページ、9番。これは坂本龍馬の何が出てくるんですか。

依田委員 「新国家」のことはご存じですか。

渡部委員 龍馬の自筆の書状というのが、幕末維新博に併せて登場して、そこに龍馬が「新国家」という言葉を記したということで一気に有名になったものです。

山岡会長 はい。これも残すということで。

案に相違するというのは、378ページ、48番。農業担い手支援課で、国でまとめられるとラフなものになるのでこれは残した方がいいと思う。残すということにしましょう。

381ページ、106番。荒廃農地調査。これはデータ上ずっと残しておくべきなんでしょうね。だから同じような形で、382ページ、130番。これは農業委員会の廃止か。こ

れを廃止して大丈夫だろうか。

渡部委員 結局、大川村農業委員会は最終的には農地転用の手続きしか仕事がなくなつて、もう特にいいでしょうとなつたらしいんですけども。

山岡会長 かなり思い切ったことをされたんですね。残しましょう。

先ほどの381ページの106番と同じで383ページの147番、390ページの268番。これは農業公社の見直しということで残した方がいいだろうということで。残しましょう

390ページ、401番、402番。予算のプロセスがわかりますということで、これもプロセスが分かるということで歴史的には必要なものだろうということで残すということでよろしいですかね。

402ページの460番。これはさっきの荒廃地と同じで、やはりこういうものは残しましょう。

463ページ、215番。蜜蜂。このときに全件届け出が必要になった？

渡部委員 これ、平成25年に全件届け出なんですけど、それ以降のファイルは今まで見たことがないです。

山岡会長 他にないので、蜜蜂の実態が相当分かる書類ということで残しましょう。

531ページ。11、12、13番。仁淀川がもてはやされていますけども、逆に物部川は濁水で逆の評価になっているっていうのは、原因とかどうすればいいのかというのをやっておられるので残した方がいいだろうということです。

次が641ページ、26番。25、28、29が意見が相違するというもので、依田委員の方では25番を移管するのなら26番も移管すべきだろうと、こういうご意見で。26も含めて残すということではよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

山岡会長 これで一応全部やったつもりですけど、漏れはないですかね。

公文書館宅間館長 150ページの南海トラフ地震対策課ですが、こちらの123番は。

山岡会長 それは南海トラフで全部残しましょうねと。一括で残すということで。

公文書館宅間館長 残すということで。かしこまりました。

山岡会長 13、14、15、16、17は残しましょうというふうにしましたので、それに含まれています。

公文書館宅間館長 かしこまりました。

山岡会長 はい。それでは、一通りやりましたので、そのような意見でまとめさせていただきます。

なお、答申は資料3のとおり公文書館長から一括諮問になっておりますので、答申は最後とさせていただきます。

それでは知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書について他に審議すべきものはないですか。

各委員 (了承)

山岡会長 ないようでしたら審議を終わります。

次に知事部局の出先機関の施行日前公文書の説明をお願いします。

公文書館 施行日前の知事部局の出先機関の選別結果についてご説明します。

一番最初からの意見の相違がある分ですけれども、800ページをお願いします。安芸福祉保健所です。165番、資料の4にも出ていますが、「日本一の健康長寿県構想安芸地域推進協議会」というファイルがあります。これについては、資料4にありますとおり、安芸だけでなく、今回諮問している中央東、中央西、須崎の3福祉保健所でも

同様に意見が相違しています。

日本一の長寿県構想は健康政策部の主管課である保健政策課が保健、医療、福祉の各分野の課題を分析したうえで策定している本県の非常に重要な取組となっています。現在、数値目標を明確にして第4期構想バージョン4が改定されたところですが、この各福祉保健所で実施されている地域推進協議会は、設置要綱が設けられており、年に2回程度長寿県構想の取組等について意見交換を実施しているとのことでした。

実は当初、当館ではこの地域推進協議会は長寿県構想の土台になるものと考えており、選別基準11番の計画に関する文書として移管と考えておりましたが、実際に現物確認等をするると、構想ができあがった段階で地域の関係者と意見交換を行い、協議をする場であったこと、また平成28年度、29年度、今回の作成年度に関しては、地域の課題に重点を置いた地域アクションプランを作成していたことが分かり、これらの点から選別基準12番、それぞれの各種施策に関する事業ということで、各地域の事業内容が分かる文書として移管が適当と考えました。

また参考までに令和2年度の文書を見ましたが、やはりそちらにも新型コロナウイルス流行以降の地域の動きであるとか、そういったものが分かるファイルであることから、引き続き今後も移管するのが適当ではないかというふうに考えています。これは説明については他の福祉保健所の方は割愛しますが、他の中央東、中央西、須崎においても同様の考えで、当館としてはこの後、長寿県構想の地域推進協議会に関する文書は、移管が適当であろうと考えています。

次に1,002ページをお願いします。中央東農業振興センターです。165番、「普及活動実績」というファイルは中央東農業振興センターだけでなく他の農業振興センターでも出てきたファイルのタイトルではありますが、各農業振興センターが四半期ごとに項目ごとの活動内容・結果・評価を本課である環境農業推進課に報告するものです。166番以降に「普及計画の重点課題」と「ファイル内容」に記した幾つかの重点課題に関する文書がありますが、これらは環境農業推進課が全ての全農業振興センターの普及活動実績書というファイルを保管しており、こちらを移管とするため各農業振興センターの文書は廃棄と判断しました。

続いて、1,104ページをお願いします。安芸土木事務所です。158番、1,105ページの162番、1,006ページ175番、これ以降もいくつかありますが、こちらは全て平成29年度のインフラ整備において県が特に力を入れた国道493号（北川道路）、大久保伊尾木線、安芸中央インター線等に関する8の字関連の道路に関する整備の設計書です。これらについては、県の予算書等も見て、この29年度のインフラ整備等で特に力を入れた道路工事のものではないかというところで、所属の意見も確認しながら、そのファイルの中から抽出して移管と考えました。

1,232ページをお願いします。高知土木事務所です。251番からその次の1,233ページ263番、264番。それから、1,234ページの274番ですが、鏡川、久万川、高知港海岸の地震高潮対策工事に関する文書があります。これらは「選別判断理由」にも記載していますが、浦戸湾の三重防護に関する工事として、前年度に引き続き南海トラフ地震対策、特に工法について特性のあるこの三重防護という本県が行っている工事については移管とするということから、そうした出先機関の土木事務所においてもその関連の文書は移管と判断しました。

以上11,595冊、うち移管と判断したファイルは95冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは、渡部委員、依田委員からご報告をお願いします。

渡部委員 公文書館からの説明で、特に異議はございません。特に安芸福祉事務所をはじめとする福祉事務所の関係が残されるということは重要なことだと思います。ややもすると出先機関のはおそらく本課に情報が集約されているだろうという先入観があるんですけども、よくよくファイルを見ると、何々管内の調査だとか、何地区協議会とかいうのがあって、おそらく上までいなくて、各出先のところで、独自にとらえられた情報などもありそうですから、今後の課題というか留意点として、出先機関のところも丹念に見ていく必要があると感じた次第です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 それでは私から報告します。資料4の4ページの一覧表を見ていただくと、ここに書かれている5点の文書の現物を確認したところ、だいたい地域の課題とかが分かるものが含まれていますので、全てこのまま移管で問題ないと思います。これ以外は特にありません。

山岡会長 それでは公文書館からも意見が出まして、お二方も同意見ということで、800ページ165番以下、資料4の22、23、24、25、26、いずれも移管ということで決めさせていただきます。

以降、この健康長寿県構想については、順次移管していくということで、出先の方にはきちんと渡すようにということをお願いしていただければと思います。

先ほど少し言い忘れたのが、資料4の最後ですね、これは補助金に関するものだから移管しない。須崎がやってるからというのがありますが、これは保管する文書なので、県が作成する文書かどうかは関係ないので、そこで出先の方で、うちで作ったものではないという形での答えのされ方は理由にならないので。もしそういう意見が出てきたら、それは保管の問題であって、どこが作成したかではないという注意喚起をしていただければありがたいと思います。ちょっと言い忘れましたので。

それでよろしいですかね。他は。

各委員 (了承)

山岡会長 次は公営企業局の施行日前公文書について説明をお願いします。

公文書館 施行日前の公営企業局の選別結果について説明します。1,351ページをお願いします。当館が移管と判断していたものに関してもう少し審議が必要ではないかということで、今回この削除ファイルの中に、公営企業局の分限・懲戒関係の書類等と組合関係の書類、この2ファイル削除の方に入れましたので、今回の諮問対象から外れます。

その他に1,351ページの13番は条例・規程ということで、規程の制定等がありましたので、移管としました。

その次の1,352ページの15番、16番ですが、公営企業局長の事務の引継書があり、こちらは事務の引継ぎということで、移管と判断しております。

続いて1,363ページをお願いします。県立病院課です。78番、79番の「県立病院経営者会議」「経営健全化推進委員会」は今回初めて上がってきた目録なんですけど、県立病院の経営状況等が分かる文書であるため移管と判断しました。

また同様に1,363ページの90番、次のページの91番、92番の「県立病院年報」は、県立病院の財産や入院、外来患者数、経理状況等がまとめて記されており経営全般について分かる文書であるため移管と判断しました。

以上852冊、うち移管と判断したファイルは8冊になります。

ご審議をお願いします。

- 山岡会長 それでは、渡部委員からご意見をお願いします。
- 渡部委員 この部分、公文書館の意見に異論はございません。
- 山岡会長 依田委員をお願いします。
- 依田委員 私からも特にありません。
- 山岡会長 それでは原案どおりということにしたいと思います。

県立病院年報は以後ずっと移管ということで、県立病院の方に伝えておいてください。

ではその次が行政委員会。

公文書館 施行日前の行政委員会の選別結果です。

1,393ページをお願いします。労働委員会事務局です。64番から70番まで全国の労働委員会の連絡会議で、その当時、高知県が開催県になった年度の文書が掲載されています。内容を見ると全国の労働委員会で、特に高知県独自の問題があるというわけではないのですが、本県で開催された全国規模の会議であるということと、こういった議題が取り上げられていたのかというのが、この64番の「進行シナリオ、配布資料、会議録」という、この7分の1冊の1冊目で十分に全体像が分かる。それから当時どんな内容でされていたのか、当時の写真等もこのファイルの中に含まれているということから、この64番のみを移管と判断しました。

以上行政委員会につきましては、179冊、うち移管と判断したファイルは15冊になります。

ご審議をお願いします。

- 山岡会長 それでは、渡部委員からご意見をお願いします。
- 渡部委員 この部分については、特に意見はございません。
- 山岡会長 依田委員をお願いします。
- 依田委員 はい、私からは1点だけ。今、ご説明のあった労働委員会の「平成24年度全国労働委員会」の関係のもの、7分冊ということで現物を見ましたが、今移管と判断している最初のものだけ移管で、他は全部廃棄でいいのかどうかを見たところですが、確かに1冊目にだいたい集約されていて、2冊目以降は移管しなくてもいいかと思ひ、このままの判断で問題ないと思ったところです。以上です。

山岡会長 それでは公文書館案どおりでよろしいですか。

各委員 (了承)

山岡会長 では次、教育委員会をお願いします。

公文書館 施行日前の教育委員会の選別結果です。

1,411ページをお願いします。教育政策課です。206番、「宿毛工業自主退学事件」は退学許可処分に関する訴訟の文書ですが、当初、その裁判に関係するものについては社会的な影響力の大きさを考えていたのですが、こちらの訴訟文書については判例集に掲載されている重要事例であることを確認しましたので、移管と判断しました。

その下の207番、「公文書管理規程検討会報告」は令和2年度より施行された教育委員会の公文書管理規程の検討過程が分かる文書であり、重要と考え移管と判断しました。

続いて1,419ページをお願いします。学校安全対策課です。2番、「高校生津波サミット」は平成29年12月に県立大学永国寺キャンパス、追手前高校で開催された「高知県高校生津波サミット」に関する文書で、前年度に黒潮町で開催された、『世界津波の日』高校生サミットin黒潮」で採択された「黒潮宣言」に基づき、高知県の未来を担う高校

生が防災リーダーとして成長し、活躍することを目的に開催したものです。県の施策として重要度も高いことから移管としました。

続いて 1,435 ページをお願いします。小中学校課です。8 番「東日本大震災等の影響等による転入児童生徒調査」は東日本大震災等の影響等による幼児、児童生徒の受入れ状況、福島県から避難している中学 3 年生の進路希望調査等の当時の市町村別の結果が分かる文書ということで、文部科学省の照会への対応ではありますが、県内の当時の状況がどうであったかということが分かるものであるということで移管と判断しました。

1,451 ページをお願いします。253 番から 255 番は全て、全国へき地研究大会高知大会に関する文書であり、特にこの 253 番と 254 番は大会で先進的な取組として公開授業を行った土佐山学舎、行川学園、そして 255 番が全体像が分かる文書ということで、これらの高知大会に関連した文書を移管と判断しました。

1,457 ページをお願いします。350 番以降、旧大栃高校に保管されていた比較的年度の古い文書等がこれ以降多く目録に掲載されています。これらの中で、今回、小中学校課も旧大栃高校から引き揚げてきて、かなりの分量の文書を今回この諮問にかけて選別したのですが、実際、この大量の中から何を基準に移管と判断するかというのを考えたときに、やはり県内の学校の生徒の児童数や全体の児童数が分かる、それから小学校、中学校の学年、学級ごとの男女別の人数や、教員の受け持った時間数、そういったものの県内全体の状況が統計的に分かるものを移管とするべきではないかという判断基準をもとに、かなり多数あるんですけども、それらを移管としたものはその全体像が分かるという視点で判断をしております。しばらくこの小中学校課自体のページが 40 ページほどあり、かなり目録の数も多くなってるんですけども。

それ以外の移管としたものは 1,462 ページ、413 番等に教育委員会の事務局が発行した教員関係の職員名簿や人事異動に関する文書というのも、その中にクラスの編成児童数や教職員の情報等があり、学校アーカイブズの事例のものとして今回移管と判断しました。小中学校課がずっと 1,474 ページまで続きますが、移管と判断した一つの基準としては先ほどご説明しました県内全体の状況が分かるものというのが移管の基準になっています。

続いて 1,494 ページをお願いします。特別支援教育課です。81 番の「平成 29 年度高知県実態調査 文部科学省体制整備状況調査」は、国が定期的実施する調査に併せて県が独自に ADHD、高機能自閉症等の可能性のある児童数等を調査した結果が含まれ国の調査以外にも、県、独自で行った調査や、その当時の状況の特別支援、支援が必要な生徒数などが把握できるということから、移管としました。

以上 2,431 冊、うち移管と判断したファイルは 138 冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡部委員、お願いします。

渡部委員 先ほどご説明がありましたように、色々と昭和の資料があるもので、このあたりは慎重に検討していく必要があるかと思いますが、私が気になったのは二点ありまして、これは昭和ではないのですが、まず 1,399 ページの 37 番です。教育政策課に保管されている職場要求。これは労働組合の交渉記録なんですが、労働環境等への要求というのはおそらく毎年あまり変わらずされているのですが、この年には文化関係のことについての調査要求が随分と行われています。ちょうどこの頃、文学館、美術館、それと郷土文化会館、埋蔵文化財や歴民とか、文化施設をめぐって大きな動きがあったようで、その後の労働環境や人数適正化だとかについての要求があったよ

うです。それはそれで、おそらくどこかの記録にあるのだらうと思いますが、教育委員会がこれに答えるために全国調査をしたり、色々と法令を調べたりして参考資料を随分集めてこれにとじ込んでいるんですね。それが大変重要でして。

歴史民俗資料館ができたのは平成3年ですけれども、文化施設が矢継ぎ早に建ち始めるときの様々なデータということで、これは後々役に立つ資料だらうと思います。

それと同じく38番です。これは微妙な話ですが、争議行為関係通知等というので、いわゆるストライキの問題で、これは現場でそういう計画があり、それに対して教育委員会が様々な法律を持ってきて、通知を出し、あるいはそれにどう対応するかというところで、労使の緊張関係というのがよく分かる資料でありまして、この時期のそういう関係というのを見る一つのサンプルとしてはいい資料だと思いました。

その他にはあまり今まで出ていないと思いますので、取っておくと労働史の資料として役に立つような気がしましたので提案いたします。

以上です。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 それでは私からご報告します。1,463ページ、小中学校課ですけれども、ここで私が気になっていたのは、426番と427番、教職員定数（予算関係）とか、小中学校の教職員実数集計表ですが、前のページからずっと見ていくと、各学校の児童生徒の数とか、あとは色々分かるようなものでかなり移管になっていて、学校アーカイブズとして残す文書として移管になっていくと。あとは教育職員名簿は移管になっていきますが、その二つがちょっと気になっていて。これは移管にならないかを見たところ、この予算関連の教員定数、これは教員の定数を予算で要求するときなどの資料で、定数の考え方などが結構詳しく書かれているものでした。それと58年度の実数集計表についても、その前と同じように、学校アーカイブズに関する資料として重要ではないかということで、この二つは移管が適当ではないかと考えたところでした。

あともう1点、1,539ページの71番、人権教育・児童生徒課のものですが、高知県の高等学校の問題行動への対応について、生徒指導ガイドラインというものが作られています。ここにあるのは平成29年の改正時のものですが、最初に作られたのは平成21年で、その21年の文書も付いております。制定時のものなど他にはもう21年度の文書はなさそうだということで、このガイドラインは移管にした方がいいのではないかと考えたところでした。以上です。

山岡会長 これは大柵の倉庫に入れていたものを一括で持ってきたという経過なんですね。

それでは順次、やっていきましょう。1,399ページ、37番。かなり調査をしたものが載っているということで残した方がいいだらうということで。平成4年、美術館ができた年？

渡部委員 そうですね。そのときに、特に職員を研究職にするのか行政職にするのかとか、それを全国調査をしたすごく詳細な一覧がついてたりして、これはおそらく本課資料にはないと思います。

山岡会長 もともと貧乏県だからということで郷土文化会館というので、いろんな用途を兼ねるということで、（元知事の）溝渕さんによると、私の任期中の唯一の贅沢だというのが郷土文化会館ですけども、それを移管するときに司書のような専門職にするのか、行政職にするのかとか、そういうのがあるわけですね。これを残すということではよろしいでしょうか。

次の38番、多少微妙なところがあるのかもしれませんが、これは当時の知事はまだ中内さん、もう橋本さんになった時か。

渡部委員 ちょうど平成3年が橋本さんになった年ですね。

山岡会長 まあ当時の緊張状態が分かるということなので。

渡部委員 特に個人名が出たりプライバシーが関係することはなくて、一般的な教育委員会側がどう思うのか、そして現場がどういうふうに通じているのかというのが分かる資料が、うまくプライバシーを避けながらとじられているということで。

山岡会長 はい、それでは、残すということではよろしいでしょうか。

次が、1,463ページの426番、427番、従前の方針として、統計資料として残して、おそらく色々な使い方ができそうなものとして、基礎資料として残すというのが方針だから、426番、427番は同じような方針から言えば残した方がよさそうということで、残すということではよろしいでしょうか。

次が1,539ページ、71番。生徒指導ガイドラインはここで、これしかないわけですね。ということは残さないと他にないわけですので残すということになるということではよろしいでしょうか。ではこれも残しましょう。

それでは教育委員会は以上で。

次は公立大学法人をお願いします。

公文書館 施行日前の公立大学法人です。1,574ページをお願いします。82番に「高大接続改革を軸とする大学改革プロジェクト委員会」というのがありますが、前回の公文書管理委員会よりこの高大接続に関連する文書が大学より出てきて、文部科学省の取組ではありますが、特にこれに関しては学内のプロジェクト委員会というのを立ち上げて、そこで検討した内容が分かる文書ということで移管と判断しました。

1,576ページの一番最後の120番、高知県立大学地域教育研究センター報ということで、県立大学の中に設置されている地域教育研究センターの広報に関する冊子、それから電子データがあるということから、こちらも移管と判断しました。

1,587ページをお願いします。256番、257番に「高知学長会議」というのがあり、重要事項が決定される会議ではないかということで、当館としては移管としたのですが、現物確認をする中でまた違う判断になるのではということもあり、こちらは依田委員からご報告をお願いしたいと思います。

以上1,579冊、うち移管と判断したファイルは9冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは、渡部委員をお願いします。

渡部委員 私からは意見はありません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 私から一点だけです。今出ました1,587ページの257番、高知学長会議。平成22年のものです。上が23年度のもので両方見たんですが、上の23年度のものには確かに学長会議に関する文書など色々と重要そうなものが載っていて、これは問題ないと思いましたが、この22年のものについては、名称やここに記載されているような文書は綴られておらず、毎年行われているような講演にかかる依頼文書のようなものが綴られているだけで、重要なものが何もなくということ、これは廃棄でいいのではないかと考えたところです。以上です。

山岡会長 それでは257番について、公文書館の意見はいかがですか。

公文書館 はい。実際に現物を見て、廃棄が適当だと思います。

山岡会長 はい。では256番は残して、257番は廃棄ということでよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

山岡会長 それでは、ここで一旦休憩して、4時10分から再開いたします。

(10分休憩)

山岡会長 時間になりましたので、審議を再開いたします。

知事部局の本庁所属保管の施行日後公文書の説明をお願いいたします。

公文書館 施行日後の知事部局の本庁の選別結果です。

3ページをお願いします。政策企画課です。7番から12番に知事と教育委員会が「高知県総合教育会議」の中で議論を重ねた結果策定した「高知県教育大綱」と、これを踏まえた具体的な事業計画である「高知県教育振興基本計画」を改訂版を含めて移管としました。

次に35ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。1番「地震・津波県民意識調査」は「高知県南海トラフ地震対策行動計画」の改訂にあたり、無作為に抽出した県民3,000人を対象に地震防災に対する意識や、家庭での取組状況、県に対する意見などを把握することを目的に実施したものです。県のホームページに掲載されていることもあり、課の方では1年保存としているところもあると思いますが、この結果についてまとめた文書は移管であると判断しました。

その他は、施行日後の1年保存というものは、各部局の先ほどの年報だとか、業務概要が分かる冊子等の成果物というのが、ある程度どの課でどういうものを作っているのかというのをこちらで把握してきたということもあり、それら令和2年度以降に作成されたものを移管するようにしたというところで、冊子等の成果物を中心に移管としています。

以上1,929冊、うち移管と判断したファイルは48冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員をお願いします。

渡部委員 一次選別、二次選別については特に意見はありませんが、一つ、51ページの3番です。地域福祉政策課の「援護」と書いているところに、「資料文書(慰霊碑調査)」というのがあります。公が建てた慰霊碑というのは修理がなされるんですが、民間が建てた慰霊碑、いわゆる忠霊塔については様子が異なります。戦死者の忠霊塔の劣化が激しくなっていて、これをどうするかということが全国で問題になっていますし、歴史研究でいうと、戦争の歴史というのがこの頃盛んになってきて、その一つの資料として、忠霊塔、慰霊碑というのが注目されています。

それで公文書館の方にお伺いすると、令和元年に県議会で忠霊塔問題というのに触れられたらしく、そういう影響もあったんでしょうけれども、全県的な慰霊碑調査が行われた詳細な表がここに添付されていて、これはもうぜひ残すべき資料だと思います。以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 私からは特にありません。

山岡会長 さて、そうするとこの忠霊塔か。詳細な表があるというのだと割と今までのパターンでいうと残した方がよさそうな感じですが。誰かがまた調べる時のとっかかりにするには相当参考資料になりそうですね。これは残した方が無難だと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。では、51ページの3番は、移管ということにしたいと思います。他にはございませんか。

では、次の施行日後の出先機関をお願いします。

公文書館 施行日後の知事部局出先機関の選別結果についてご説明します。

311 ページをお願いします。農業大学校です。44 番、次のページの 45 番は専修学校の高知県立農業大学校の学校案内です。こちらは学校内でのカリキュラムがどんなふう

に実施されているのかというのが分かる文書であり、移管と判断しました。また、46 番、47 番は、これは施行日前も同様であったんですけども、プロジェクト学習実績収録というのがあり、学生の研究実績として毎年発行しているものですが、農業大学校が特に力を入れている研究テーマですとか課題等についての学生の研究成果が分かる文書であり、移管と判断しました。

出先機関については、研究所や試験場等で発行している研究テーマや試験内容の成果等が分かる年報等を移管としております。

こちらで把握できているものについては、この施行日後については令和2年度以降に発行されたものを中心に移管としております。

以上 1,826 冊、うち移管と判断したファイルは 10 冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員お願いします。

渡部委員 特に異論はございません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 はい。それでは公文書館の諮問どおりということにしたいと存じます。

次は公営企業局に移ります。よろしくをお願いします。

公文書館 施行日後の公営企業局ですが、こちらは諮問した 69 冊全て廃棄としています。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員お願いします。

渡部委員 同意いたします。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それでは全部廃棄ということで。

次に教育委員会をお願いします。

公文書館 施行日後の教育委員会の選別結果です。

345ページをお願いします。教育政策課です。32番、33番は先ほど政策企画課で説明した教育振興計画、教育大綱になりますが、こちらは政策企画課には掲載されていない改訂版の教育大綱と教育振興計画であったため、こちらは教育委員会でも実際にやっているということで、移管としました。

次に358ページをお願いします。26番の学校要覧、これも毎年移管としていますが、各県立の特別支援学校の概要について分かる冊子であり、こちらを特別支援教育課分を移管としました。他の県立学校については、高等学校課分も移管としております。

以上556冊、うち移管と判断したファイルは3冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員お願いします。

渡部委員 私からは特にありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 私も特にありません。

山岡会長 はい、それでは諮問どおりということにしたいと思います。

次は行政委員会をお願いします。

公文書館 施行日後の行政委員会の選別結果です。

391ページをお願いします。人事委員会です。毎年発行される「給与制度の推移（冊子）」と県職員の「採用案内パンフレット」の令和2年度分、令和3年度分を移管としました。

その他、労働委員会、収用委員会は全て廃棄としています。

以上27冊、うち移管と判断したファイルは3冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 では渡部委員お願いします。

渡部委員 私からは意見ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 ありません。

山岡会長 それでは、諮問どおりといたします。

次は公立大学法人をお願いします。

公文書館 施行日後の公立大学法人の選別結果です。

こちらは56冊全て廃棄としています。以上、ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 異論ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 ありません。

山岡会長 それでは、諮問どおりといたします。

以上で審議は終わりましたので、今回諮問された全実施機関のファイルについて、資料5の答申案と前回の答申を使って検討します。ということで別紙1を。

今回は別紙2が付きますか。

移管が適当というのが別紙1、それから廃棄が適当というのが別紙2ということで。こういう形で答申することによってよろしいでしょうか。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。後は、附帯意見はございませんね。

それでは、高知県公文書等の管理に関する条例第12条第2項及び附則第6項の規定により、知事から委任された公文書館長に対して実施機関から協議があった保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館に移管すること及び廃棄することについては、審議の結果、別紙1のファイルについては移管が適当であり、別紙2のファイルについては廃棄が適当であるとして答申することといたします。

事務局（法務文書課小谷補佐） それでは、理由欄についてはまた詰めさせていただきますので、このファイルのページ番号、ファイル名について確認をお願いします。

<各委員別紙確認>

山岡会長 では、確認いただいたということで。

依田委員 1件だけすみません。細かいところなんですけれども、1枚目の真ん中辺りに、94ページの78番が二つあるんですけど。

公文書館 これは現物確認をしたら、目録上には、28、29の2冊というふうに書いてあったんですけど、実際確認したら28と29が分かれていて、各1冊ずつだった。へんろWi-Fiではないですか。

山岡会長 Wi-Fiはどうする？番号は一緒だけど別の文書ですね。

公文書館 そうですね。実際は2冊に分かれていたんです。28年度と29年度の。

山岡会長 何か別つづりだという扱いをするということになるから、現物に分けたということですか。

公文書館 はい。

山岡会長 こういう場合は、我々の法律家の文書だと、78-1と78-2にするけど。どういう表現するか、事務局に任せていただいてよろしいですか。二つ別々に表示するとすれば、番号はこのままにするか子番号をつけるか、そこらあたり考えていただくということ。

そしたらそれで答申するという事にいたします。

小谷さんにお返しします。

事務局（法務文書課小谷補佐） では、教育委員会の分について、「理由」欄のところは公文書管理規程ではなく県教委の規程というところになり、「理由」欄のところはまた詰めさせていただきます。今回は歴史公文書該当と非該当がそれぞれありますので、資料5については、また事務局の方で会長と協議をさせていただき、答申を发出させていただきます。以上です。

山岡会長 審議はこれで終了いたします。その他の「第2回委員会の日程等について」事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 次回は、令和4年度第3回委員会において日程調整させていただいたとおり8月8日（火）14時から16時30分に開催させていただきます。依田委員及び渡部委員におかれましては、今回と同様に、前日から歴史公文書該当性の確認をお願いすることになるかと思っておりますので、ご予約の確保をお願いします。

なお、議事録については、今回同様に次回、第2回の資料になりますので、事務局で議事録を整理したあと、各委員にご確認いただくこととさせていただきます。

山岡会長 よろしいでしょうか。

各委員 （了承）

山岡会長 次回の開催に当たっては、事務局から開催通知をお願いします。

それでは、これで本日の委員会を終了したいと思います。

長時間の会、お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございます。

▲▲▲（終了）▲▲▲